

# 証明書発行請求機をご利用ください！

静岡地方法務局では、以下の登記所の証明書等発行窓口  
「**証明書発行請求機**」を設置しております。

- ・ **本局登記部門**
- ・ **富士支局登記部門**
- ・ **沼津支局登記部門**
- ・ **掛川支局**

この、「**証明書発行請求機**」は、タッチパネル方式であり、お客様ご自身に直接入力していただくことで、申請書に記載することなく、交付窓口において、証明書を受け取っていただくことができます。利用時間は登記所の業務時間と同様です。



## 証明書発行請求機で請求できる証明書

### 不動産登記

- ①全部事項証明書（一部発行できないものがあります。）
- ②現在事項証明書（一部発行できないものがあります。）
- ③地図証明書・図面証明書（現在、**富士支局**でのみ**請求**することができます。）

### 商業・法人登記

- ①履歴事項証明書（全部及び一部）
- ②現在事項証明書（全部及び一部）
- ③閉鎖事項証明書（全部及び一部）
- ④代表者事項証明書
- ⑤印鑑証明書（法務局発行の印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です！！）

## 証明書発行請求機による登記事項証明書等の請求の流れ

### 請求情報の入力

画面の案内に従い、請求情報の入力を行います。

※印鑑証明書の請求の場合には、印鑑カードの読み込みと生年月日の入力が必要になります。

### 整理番号票の受領

請求内容と手数料を確認後、お名前を入力すると、整理番号票が発行されますので、お受け取りください。

整理番号票

〇〇〇〇〇

### 収入印紙の購入

整理番号票に記載された手数料額相当の収入印紙を用意して、待合室でお待ちください。

### 証明書の受領

お名前を呼ばれましたら、整理番号票と引換に、申請用紙を受領して、収入印紙を貼って提出してください。その場で証明書をお受け取りになれます。